慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 多文化交錯社会オーストラリアの市民意識の動態 |
| Sub Title | On the Recent Trends in Socio-polltical Consciousness among Citizens of Multicultural Societies: The Rise and Fall of Australians' Multicultural Civic Consciousness from the 1970s to the 1990s. |
| Author | 関根, 政美(Sekine, Masami) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2004 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.77, No.1 (2004. 1) ,p.45- 75 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 川合隆男教授退職記念号 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20040128-0045 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 多文化交錯社会オーストラリアの市民意識の動態

関根政美

はじめに
一　共和国になりそこねた二〇〇一年のオーストラリア
二　共和制支持派の分裂とハワード首相の戦術的勝利
三　ハワード自由党・国民党連合保守政権の登場
四　新保守主義の台頭
五　多文化社会適応的市民意識の動揺

## はじめに

グローバリゼーションは、世界各地の国民国家を多文化・多民族社会化している。要因の一つには、異文化・異言語をもつ人々が、移民・難民・外国人労働者として世界大で活発に移動していること、第二には、民族自決・人権意識の世界的普及によって、世界各地の国民国家の周辺地域に住む少数民族や先住民族の民族承認・民族自決の動きが強まり、かつては民族紛争がなかったような地域や国民国家においても、文化・民族の多様性が

認識されはじめたことによる。[1] この結果、エスニック・コミュニティが拡大し国民国家の多くは多文化・多民族の交錯する社会となっている。この動きは現在では押しとどめることはできないと意識されはじめているとはいえ、世界各地や国民国家の主流国民は、そうした状況に十分に対応するための多文化社会適応的な市民意識を備えているとは思えない。

ところで、多文化社会適応的な市民意識（Civic Consciousness well suitable to Multicultural Societies）とはどのようなものをいうのだろうか。それはまず、国民国家の文化・言語的同質性を過度に強調することなく、異文化・異言語者の存在を受け入れ共生・共存することに積極的な意欲を示し、人権意識に基づき異文化・異言語に対する寛容な精神と理解を示すとともに、異文化・異言語の存在を負債とみなすことなく、むしろ有益なものとみなす態度や意識だといってよいだろう。異なる文化との交流により、より新鮮で革新的なアイデアや文化が生まれやすいといった認識や態度は、多文化主義政策を支持するような態度に反映されることが多いので、多文化交錯社会に適応的な市民意識とは、多文化主義への積極的な支持に示されると考えてよい。

通常、われわれは異国社会の文化や言語については、伝統的な国家主権や民族自決の観点から寛容性や理解を示し、ときには積極的に文化交流を進めようとするが、こと国内における異文化・異言語の存在についてはとかく疎んじる傾向が強い。とくに同質的国民文化が社会的安定の基礎であり、伝統的国民文化の保護こそ政府や国民の義務であると考えて、異文化・異言語者の存在を社会的不安の原因とみなして排斥しようとするような態度は、先にも指摘したように人口移動のグローバリゼーションの時代においては、むしろ社会不安を生みだすものになりがちである。よって、人口移動のグローバリゼーションが盛んになった現代世界においては、多文化主義的な市民意識こそ世界や国民国家内の秩序安定にとり重要な鍵概念となるはずである。

しかしながら現状では、異文化・異言語をもつ少数民族の民族承認や多文化主義を要求する異文化・異言語マ

イノリティへの反感が強まり、移民・難民・外国人の人権や文化・アイデンティティへの権利の承認よりは、彼ら／彼女らを外国人犯罪者の同類であると考えて必要以上に不安がるという傾向が強くなっている。場合によっては、外国人排斥を唱える「極右政党」の動きが目立つという事態になることも多い。[2] 二〇〇二年四月から五月にかけて行われたフランス大統領選挙の第一回投票において、長い間外国人排斥を唱えてきた「国民戦線」の党首であるルペン候補が、社会党のジョスパン候補を押しのけて第二位候補となり世界中を驚かせたことは記憶に新しい。また、直後に行われたオランダの総選挙期間中に、同じように外国人排斥を唱える極右政党の党首が暗殺されるという事件も発生し、世界に衝撃をあたえた。

こうした動きを『エコノミスト』(*The Economist*, May 11-17, 2003) 誌は「ヨーロッパは病んでいる」として、また、『ニューズウィーク』(*News Week*, May 5, 2003) 誌は、「ヨーロッパの怖い面々」として特集を組んでいる。同上の『エコノミスト』誌がまとめた一九九九年から二〇〇二年のヨーロッパ各国の右翼支持率では、オランダの三五%、オーストリアの二七%を筆頭に、多くの国々で極右政党が一〇%から一五%の得票率を得ていることがわかる。OECDの移民統計 (OECD, 2003, p. 39) によると一〇%近い外国人を抱えるオーストリア、ドイツに比べ、フランスやオランダは外国生まれ人口は五%前後であるが、外国人人口の占める比率とはあまり関係なくヨーロッパでは極右政党が支持を得ているといえよう。日本でも、総理府の調査では、外国人に対する意識は、この数年でも厳しいものになっているといってよい（第1図参照）。

このような世論や市民意識の動向は、いかなる理由で生じるのかということ、そして、それがどのような影響を社会や政治にあたえるかについて以下で考察したいが、本稿では日本ではなくオーストラリアを事例として取り上げる。オーストラリアでは、一九八〇年代より本格的に多文化交錯社会に適応的な市民意識を促すため、連邦政府により多文化主義が実践されてきたが、近年では反多文化主義の動きが強まり、多文化主義は冬の時代を

**第1図　外国人が不利益な取扱いを受けることについての考え方**

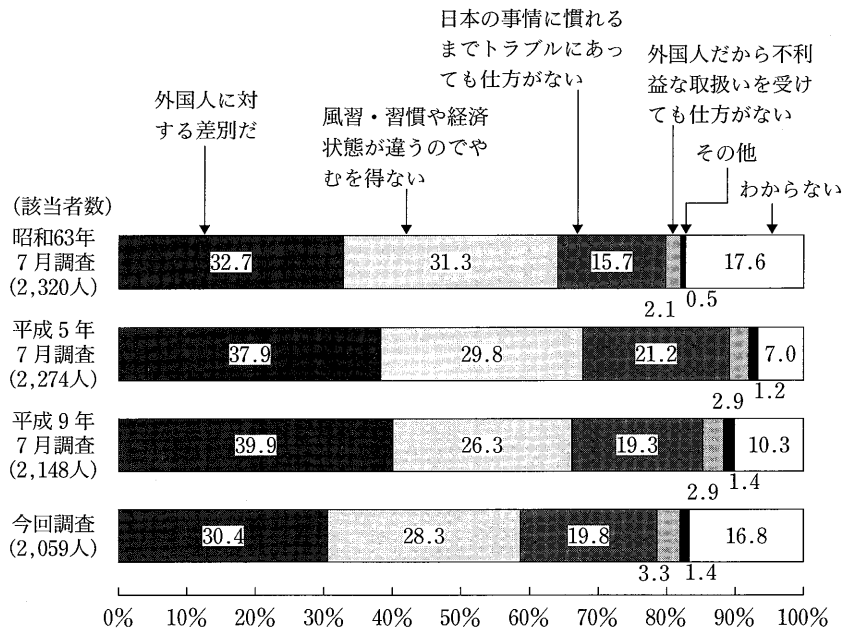


出所：内閣大臣官房政府広報室『世論調査　人権擁護に関する世論調査』（平成14年2月調査）第22図（http://www8.cao.go.jp/survey/y-index.html2003年8月11日アクセス）

迎えているとともに、ときにはかつての白豪主義時代の再来ではないのかと思わせるような言説も増加し、多文化社会適応的な市民意識の発展に対して黄信号がともっているからである。

オーストラリアにおいて多文化主義の発展と多文化社会化への認識の拡大は、白豪主義時代の名残りをとどめるかのような英国国王をオーストラリア国王とする立憲君主制度を廃止して、オーストラリア人を大統領とする共和国化への動きを加速させることになった。しかし、一九九六年のハワード政権の登場とともに多文化主義への反対も増加したため、一九九〇年代初頭に加速した共和国化への動きが鈍化している。二一世紀初頭の現在では、多文化主義への支持は新保守主義的な国内・外交政策を遂行する保守連合政権の下でさらに弱まっていると思わ

れる。そこで、次節以降では、共和国化のための国民投票が実施されるまでの歴史的経緯を概説し、それが否決された社会的背景を探りたい。そのことによって多文化交錯社会オーストラリアにおける多文化主義支持の後退、すなわち多文化社会適応的な市民意識の停滞を確認できるだろう。

## 一　共和国になりそこねた二〇〇一年のオーストラリア

筆者は、長年オーストラリアの多文化主義政策の発展を中心にオーストラリア研究を続けてきた。そのなかで、オーストラリアの多文化社会化の過程は、同時にアジア・太平洋国家化でもあったことから、英国的なオーストラリアの国民的アイデンティティが、多文化的な国民的アイデンティティに大きく変貌していく様子をみてきたことになる。そしてその帰結として、オーストラリアは二一世紀を迎えるときには、植民地時代よりの英国との関係を引きずる「立憲君主制」を廃して、「大統領制共和主義」国家になるという予測をいつの間にか受け入れ、オーストラリア関連の論文もそのような歴史的変化を念頭において書くようになっていた。しかし、二〇〇一年一月よりの共和国化を目指した一九九九年一一月六日の立憲君主制の廃止と大統領共和国化への移行を問う国民投票は、反対多数で現状維持を決めてしまったのである（反対五四・九%、賛成四五・一%、**第1表**参照）。

国民投票の成立には二重の過半数が必要である。すなわち、連邦を構成する六州と連邦領土・準州のすべての有権者による投票数の過半数の賛成に加えて、全六州のうち少なくとも四州の賛成である。さらに、強制投票制を採用している結果、改正内容に無関心な有権者が現状維持（否決）に投票する傾向がある、というオーストラリアの国民投票の歴史をみると、伝統的に国民投票は可決が困難であるといわれている（一九〇一年より一九九九年までに四四の案件が投票にかけられているが、可決は八件のみである）。それ故に、共和国化案の成立にははじめ

**第1表　共和国化国民投票結果**

| 州　名 | 賛成投票数 | 割合(%) | 反対投票数 | 割合(%) | 投票総数 |
|---|---|---|---|---|---|
| ニューサウスウェールズ | 1817380 | 46.43 | 2096562 | 53.57 | 3948714 |
| ビクトリア | 1489536 | 49.84 | 1499138 | 50.16 | 3016737 |
| クィーンズランド | 784060 | 37.44 | 1309992 | 62.56 | 2108694 |
| 西オーストラリア | 458306 | 41.48 | 646520 | 58.52 | 1114326 |
| 南オーストラリア | 425869 | 43.57 | 551575 | 56.43 | 986394 |
| タスマニア | 126271 | 40.37 | 186513 | 59.63 | 315641 |
| 連邦首都準州 | 127211 | 63.27 | 73850 | 36.73 | 202614 |
| 連邦北部準州 | 44391 | 48.77 | 46637 | 51.23 | 91880 |
| **オーストラリア** | 5273024 | 45.13 | 6410787 | 54.87 | 11785000 |

から悲観的な観測もあった通り、二〇〇〇年九月のシドニー・オリンピックの開会宣言は連邦総督によって行われることになった。さすがに、英国女王その人が会場まで出向いて開会宣言をするというのは、国民感情を逆なでするものと考えられたため実行されなかったが、筆者の予測と期待は見事に裏切られたのである。

その後も共和国化への期待は散発的に表明されたものの、たとえば二〇〇三年五月には、第二三代連邦総督ピーター・ホリングワース連邦総督が、かつて大司祭であったころに部下の神父が起こした不祥事をもみ消したことや、若いころに女性に乱暴を働いたなどというスキャンダルが暴露され、ついに五月に辞任に追い込まれ、八月に第二四代マイケル・ジェフリー新連邦総督が就任するまでの間に、連邦総督制度の基礎となる立憲君主制度を廃止し大統領制にするために国民投票を行うべきだとの議論も散見されたが、当面、国民投票運動が起きるとは思えない状況となっている。それは、一九九〇年代末の国論を二分するかのような激しい国民投票運動の後遺症によるものと考えてよいだろう。

ところで共和国化の引き金の一つとなった多文化主義は、それ以前のオーストラリア国民統合政策であった白豪主義を否定しながら発展してきたものである。白豪主義は、一九〇一年にオーストラリア連邦が結成されて発足した連邦議会の最初のセッションで成立した「連邦移民制限法」や、

一九〇三年の「南太平洋諸島人帰還法」、あるいは同年の「連邦市民権法」などによって明文化されたものである。インド人、中国人、日本人を中心とするアジア系有色人移住者の移住や定住を規制するとともに、公民権を制限するものであった。さらに、クィーンズランド植民地で発展したサトウキビ栽培農場でのサトウキビ栽培、刈り込み労働力として、主にメラネシアの諸島から勧誘して入国させた南太平洋諸島人年期労働者を、白豪主義の成立とともに出身地へ強制的に帰還させるものであった。

この白豪主義は、しかしながら、一九六〇年代の半ばより廃棄されはじめ、一九七五年の連邦人種差別禁止法の成立によって完全に終焉したとされている。その直前の一九七三年に、ウィットラム労働党政権により多文化主義が言及され、次期フレイザー自由党・国民党連合保守政権が多文化主義政策の本格的実施に着手し、さらに、次の労働党政権であるホーク首相の下でも続けられ、一九八〇年代後半よりオーストラリアが多文化社会であるという事実は日本でも広くしられるようになった。オーストラリアの多文化社会化は、一九七〇年代までの非英語系ヨーロッパ人移住者によるヨーロッパ的な多文化社会化を超え、より多様性の度合いを高めた非ヨーロッパ系文化を含めた本格的な多文化社会になっていったのである。一九八〇年代になると改革・開放路線を採用した大陸中国からの留学生が増大するとともに、オーストラリアにそのまま定住するものも増えた。一九八九年の天安門事件以後帰国せずにそのまま永住するという事態も生じた。また、一九九七年の香港返還を前にして香港からの中国人の移住者が増大した。その後、香港返還以後の香港出身の移住者は減少したこともあり、毎年のオーストラリアへの移住者総数のなかに占めるアジア系移住者の割合は、一九九〇年代初頭のピーク時の五〇％から最近では三五％ほどになってはいるものの、アジア人の入国は続いている（ABS, 2003, pp. 131-2）。今日では、いわゆるＩＴ労働者の移住を促進する政策が採られている[3]。

そのオーストラリアでは、一九九一年にホーク政権を引き継いだキーティング連邦労働党政権が多文化主義を

さらに発展させるとともに、オーストラリアの大統領制共和国化を目指す運動をはじめたのである。一九九一年にホバートで開かれた全国労働党大会において、キーティング首相は国旗改定や共和国化への国民投票の実施を示唆した。その際に明らかにした理由の第一は、オーストラリアの多文化社会化が進むとともに、ますます英国はEUに深入りしオーストラリアやニュージーランドから遠ざかっていること。第二に、国内でも英国王室に強い忠誠をもつ国民が減少していること。そして第三の理由は、アジア・太平洋国家化に際して、かつて英国を含む西欧列強の植民地支配下にあった東南アジア諸国からの反発を避けるためにも、よりオーストラリアの独立性を示すことが必要だということであった。

以上のようなオーストラリアの戦後の移民政策と国民統合政策の変遷を長期的にみていると、アジア・太平洋国家化、多文化主義の発達と共和国化は一心同体のようなもので、遅かれ早かれ共和国になるだろうという予見をもちやすくなる。すでに、一九七〇年代より市民権授与式では英国女王への忠誠の言葉は廃止されていたし、一九八〇年代になると、オーストラリアの市民権をもたなくても英国臣民であれば自動的に選挙権が付与されるという英国からの移民を優遇する制度も廃止された（一九八四年）。国歌も「ゴッド・セイブ・ザ・クィーン（英国国歌）」から「アドバンス・オーストラリア・フェア」に変更された（一九八四年）。また一九八六年には、連邦最高裁から英国高等法院への上告が禁止されるようになるとともに、連邦議会の法律を英国議会が改めて承認するという植民地時代の名残りは消え（一九八六年）、名残りは立憲君主制度と国旗のみとなったのである。キーティング首相としては、オーストラリア国旗の左上隅にある英国国旗を取り外し、立憲君主制度を廃止すればそれで完了と考えたのであろう。

それまで立憲君主制度や国旗には強い愛着をもつ国民が多いと考えられたが、世論調査でも共和国化を望む一四歳以上の国民の割合が一九九〇年代より増加し、五〇パーセントを超えるようになったこともあり（第2表参

**第2表　世論調査にみられる共和国支持者の割合とその推移（1953年～1999年）**

質問はすべて「立憲君主国のままでよいか、あるいは直接選挙によって選出される大統領を元首とする共和国がよいかご意見をお聞かせ下さい」というものである。

| オーストラリアの将来は…… | 53年6月 | 69年*10月* | 75年12月 | 77年4月 | 81年8月 | 83年1月 | 84年1月 | 88年7月 | 91年7月 | 92年3月 | 93年4月 | 94年11月 | 95年7月 | 96年6月 | 97年9月 | 97年12月 | 98年2月 | 99年11月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % |
| 立憲君主制 | 77 | 64 | 61 | 62 | 59 | 60 | 62 | 64 | 56 | 49 | 38 | 40 | 39 | 42 | 37 | 38 | 37 | 38 |
| 共和制 | 15 | 24 | 28 | 26 | 28 | 28 | 30 | 29 | 36 | 44 | 52 | 50 | 49 | 47 | 53 | 51 | 52 | 54 |
| 未決定 | 8 | 12 | 11 | 12 | 13 | 12 | 8 | 7 | 8 | 7 | 10 | 10 | 12 | 11 | 10 | 11 | 11 | 8 |
| 合計 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

＊有権者は18歳以上

出所：Roy Morgan Research Poll (Dec. 21, 1999) *Most Australians Still Support Republic with Elected President*, (Finding No. 3264, http://www.roymorgan.com/news/polls/polls.cfm).

照）、時は熟したとしてキーティング首相は変革を実施しようとしたのである。しかし、オーストラリアの共和国化の予想と期待はあっさりとはずれたのである。その原因としては、共和国支持者の間の分裂とその分裂に乗じたハワード首相の戦術的勝利というミクロな要因がまず挙げられるが、一九九〇年代より強まりはじめた反多文化主義の雰囲気とそれに乗じたハワード政権の登場というマクロな要因が考えられる。まず、ミクロな要因について述べ、次にマクロな要因について述べたい。後者には、ハワード自由党・国民党連合保守政権の登場と、経済グローバリゼーションの社会的影響と反動的ナショナリズムの強まり、そして新保守主義の台頭が考えられる。これらが、結果として多文化社会適応的市民意識の発展の障害となっていると考えてよいだろう。

## 二　共和制支持派の分裂とハワード首相の戦術的勝利

キーティング首相を継いだハワード首相は、終始、共和国化反対を唱えており、ハワード政権の登場により共和国化への国民投票さえも行われなくなるという不安も生じたが、国民投票は実施されたのである。ハワード首相は国民投票の準備のために、一九九八年に全国憲政会議を開催することにした。全国憲政会議とは、同年二月二日から一三日にかけて首都キャンベラの旧国

会議事堂で開催されたもので、新しい共和国大統領を選出する方法について協議し、国民投票の案文を決定するために開かれたものである。一九九七年二月にハワード連邦首相がその実施を約束したもので、オーストラリア全国より選ばれた一五二名の代議員が会議に参加した。その半数は連邦および州政府による任命、残りの半数は公選されるというものであった。しかし、公選される七六名の代表者の選出方法について、一九一七年の連邦総選挙以後、強制投票を通例とするオーストラリアでは珍しく任意で、しかも郵便投票が採用された。選挙権は、基本的には一八歳以上のオーストラリア国民にあたえられ、前年の一一月から投票用紙が全有権者（連邦議員選挙の有権者）に郵送された。

投票受付は一二月に終了し、最終的な投票率は約四七％であった。選出された代議員の共和制支持者と立憲君主制支持者の割合はほぼ二対一で、前者にはオーストラリア共和制推進運動（ＡＲＭ）の二六人が含まれ、後者には立憲君主制を守る会（ＡＣＭ）の一九人が含まれていた。これに任命された代表者を加えると、共和制支持者は七三人、立憲君主制支持者は四四人、中間派が三五人という情勢で会議がはじまった。

会議のなかで、国家元首の名称とその役割について、あるいはどのような選出方法を採用するかなどの共和制モデルについて話し合いが行われたが、最大グループのＡＲＭの支持する共和制モデルも会議の過半数を得ることができず、最終的には他の案も取り入れた共和制モデルに対する国民投票を行うことが圧倒的多数で議決された。これにより、国民投票は一九九九年に行われること、そして、以下のような案が国民投票にかけられることが決議された。つまり、国家元首の名称は大統領（President）とし、被選出権はオーストラリア国民に限定する。その任命方法については、議会および国民の代表から組織される大統領選考委員会において、地域コミュニティーや地方自治体などから推薦された大統領候補者リストの予備審査をして候補者を限定し、連邦首相はそのリストを基に議会に推薦し、議員の三分の二の多数決により任命される、というものであった(4)。

全国憲政会議において決まったことは、多くの国民に不満をあたえた。この会議で明らかになったのは、大統領を直接国民選挙によって選びたいとする急進的改革案を唱える共和制支持の声は根強く、共和制支持者が分裂していることであった。さらに、ＡＲＭの支持する案は、基本的には議会が最終的に選出する折衷的改革案であるが、それでも急進的過ぎるとして共和制支持者のなかには、現在の連邦総督を首相が選ぶように、首相が選べばよいというミニマリスト改革案にも若干の支持があるということであった。大統領の権限は、現在の総督と同じで象徴的な地位であることで大方の意見は一致したが、なかにはアメリカ大統領のように権限強化を望むものもいた。要するに、共和国反対の王党派に比べ共和国派は大きく分裂していたのである（第3表参照）。そしてこの分裂は、一九九九年一一月の国民投票日まで続き、ついに修復されることはなかった。

そのような共和国派の分裂の動きをみてハワード首相は、国民投票では憲政会議で決まった選出案で投票を行うように仕向けることに成功したのである。会議案に対して、共和国か立憲君主制かの是非を問うた後に、どの選出方法を決めるかを問うという二段階の国民投票案を提案する声も強かったが、手続きが煩瑣であり費用もかかり面倒だということで、共和国支持者がすでに世論調査でも過半数を占めているのだから、いきなり選出方法を選ぶ国民投票に進むべきだとして投票が行われたのである。有権者中の五〇～五五％ほどにしかすぎない共和国支持派が選出方法をめぐって分裂しているという弱点を突いた、ハワードの戦術上の勝利といってよいだろう。

もともと共和国に関する世論調査でも直接投票による大統領制と立憲君主制への支持について調べられており、国民は共和国には直接選挙による大統領制がふさわしいという先入見をもっていた節があるにもかかわらず、急激な変更は反対派を拡大するとして共和国派が妥協して議会選出方式を案出したのであるが、それが裏目にでたといえよう。直接選挙制度を前提としての調査ではたしかに九〇年代に共和国派が優位になり、態度未決定の有権者すべてが現状維持に回っても可決する可能性が高いと想定し得る状態になったが、逆に議会選出案で問うと、

第3表　共和国大統領選出方法についての世論の支持動向（1998年2月）

| | % |
|---|---|
| ①オーストラリア国民による選挙により過半数を得た候補者 | 68 |
| ②議会選出（各院の可半数により選出） | 9 |
| ③議会選出（各院の3分の2以上の可半数により選出） | 16 |
| 〔議会選出支持者合計〕 | 25 |
| ④連邦政府の任命 | 2 |
| ⑤未決定 | 5 |

出所：Roy Morgan Research Poll (Nov. 9, 1999), *'Yes Men' Learn the Hard Way: Republic Doomed Since February 1998 Constitution Convention*, (Finding No. 3252, http: //www. roymorgan. com/news/polls/polls. cfm）より引用。

第4表a　共和国支持の世論の動き

| ＊直接選挙によって選ばれる大統領と共和制の支持について問うた場合　1997年12月～1999年 | 合計 | | 州別の支持動向 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 98年12月／98年2月有権者 | 99年11月有権者 | NSW | Vic | Qld | SA | WA |
| | % | % | % | % | % | % | % |
| 立憲君主制 | 38 | 39 | 36 | 42 | 38 | 45 | 36 |
| 共和制 | 51 | 54 | 56 | 52 | 56 | 51 | 54 |
| 未決定 | 11 | 7 | 8 | 6 | 6 | 4 | 10 |
| 合計 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

（注）　NSW＝ニューサウスウェールズ州、WA＝西オーストラリア州、Vic＝ビクトリア州、Qld＝クィーンズランド州、SA＝南オーストラリア州

第4表b

| ＊議会選出による大統領と共和制の支持について問うた場合　1999年8月～10月 | 8月28・29日と9月18・19日 | 9月25・26日と10月9・10日 | 10月16・17日と10月23・24日 |
|---|---|---|---|
| | % | % | % |
| 賛成合計 | 46.5 | 44.5 | 37 |
| 反対合計 | 41 | 41.5 | 49 |
| 未決定 | 12.5 | 14 | 14 |
| 合計 | 100 | 100 | 100 |

出所：第4表aは第2表に同じ。第4表bは第3表に同じ。

**第5表　11月6日の有権者の投票行動について**

| 国民の直接選挙によって選ぶ大統領制共和国 | 11月6日の国民投票の投票動向（1999年11月20／21日調査） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 有権者全体 | 賛成者 | 反対者 | 棄権者 |
| | % | % | % | % |
| 立憲君主国 | 39 | 5 | 65 | 29 |
| 共和国 | 54 | 91 | 29 | 46 |
| 未決定 | 7 | 4 | 6 | 25 |
| | 100 | 100 | 100 | 100 |

出所：第2表に同じ。

共和国化反対が多くなるのである（**第4表a**、b参照）。直接選出派と議会選出派の比率は、先の一九九八年の全国憲政会議中に行われた世論調査の第3表に従えばほぼ三対一で、直接選挙大統領制共和国派は圧倒的な支持を得ていたのである。共和国は合計で純粋な立憲君主派をはるかに超えていたはずであるし、しかも、反共和国派のなかには立憲君主制を支持するものではないが、面倒な変革を嫌って現状維持を望むものが含まれていたはずなので、立憲君主国維持を積極的に望むものはさらにマイノリティであった。その現状維持派には、グローバリゼーションと深く関連するアジア・太平洋国家化と多文化社会化に反発し、共和国国民投票論争に嫌気を感じているものも多かった。このような状況のなかで、共和国か立憲君主国かについての投票ではなく、いきなり連邦議会選出大統領制度をもつ共和国化の可否を問う投票が実施され、直接選挙派の多くが中途半端な共和国ならいらないとの理由から反対に回り、王党派や現状維持派とともに反対投票を投じたことが敗北原因であった。実際、共和国化反対投票者の約三割は直接選挙派の共和国支持者であったこと、また、直接選挙支持派の五割近くが棄権したことが、投票後の世論調査で明らかになっている（**第5表**参照）[5]。

## 三　ハワード自由党・国民党連合保守政権の登場

次に、共和国化反対要因と多文化主義への支持が減少したマクロな要因につい

てみてみたい。多文化主義国家化とアジア・太平洋国家化、そして共和国化にブレーキをかけた最大の要因はまずなんといっても、連邦労働党に替わり登場したハワード連邦自由党・国民党連合政権である。ハワード政権は以下のような特徴をもっていた(6)。

第一に、アジア・太平洋国家化に関しては、労働党政権同様に基本的にアジアとの経済関係を拡大するとしながらも、その政策への関与は経済面に限る傾向が強かった。また、欧米との経済関係も促進しバランスをとるという意向が強かった。バランスをとるとは、アジアに偏向した国際的経済関係を修正し、欧米との関係を修復し均衡をとるということである。さらに、労働党政権が多国間関係に重心をおいてＡＰＥＣを重視したことに対して、多国間協議よりも二国間関係による貿易自由化の政策を重視したことにも現れている。これは、ＡＰＥＣが当初期待したように、貿易自由化に対して効果をもたなかったこと、また小国オーストラリアは、多国間関係のなかでは影響力が小さくなるという判断も働いていた。当初のこうした動きは、ハワード政権がオーストラリアのアジア・太平洋国家化に消極的であるという印象を東南アジア諸国にあたえることになった。

第二に、多文化主義の促進に対しても消極的であった。多文化主義は既に述べたように、アジア・太平洋国家化を周知徹底するために、オーストラリア連邦労働党政権が強化した国家的アイデンティティ戦略でもあったが、ハワード政権は多文化主義を継続的に進化発展させるという方針に消極的であった。とくに、アボリジニの土地権問題を積極的に解決するという政策や、アボリジニ福祉政策を充実させるという方針、さらには立憲君主制度を廃して、アジア・太平洋の諸国家にオーストラリアの独立性を明示するという各種の政策に対して、保守連合政権はことごとくブレーキをかけたといってよい。他方で、ハワード政権は自由主義経済と民主主義的価値をオーストラリア的価値であるとして前面に押しだし、ヨーロッパ国家としてアイデンティティを打ちだそうとしたのである。それは、経済自由主義をアジアに説いて回ることと、オーストラリア政体の大統領制共和国化への反

対表明につながっていた。そして、連邦労働党政権の対アジア政策は、アジア諸国の権威主義体制の政府に対しておもねるものであり、場合によっては自由民主主義堅持の精神をねじ曲げてまで取り入ろうとする、一種の土下座外交であったとまで主張した。オーストラリアは英国王室を敬い、民主主義的な価値観を堅持するヨーロッパ国家であり、人権、民主主義、あるいは経済自由化の面で模範を示すべきだと示唆したのである。

この結果、外交政策においては連邦労働党政権が否定した、対米追従外交に復帰するとともに、大国軍事外交政策の補助的な役割を果たす「補助的ミドルパワー」としての役割を自ら引き受けたのである。労働党政権は、アジア地域の諸国間の利害を調整しつつ安全保障を求めようとし、米国に必ずしも追随しない独自な外交政策をとる「自律的ミドルパワー」として自らを規定して行動しようとしたのとは正反対である。(7) ハワード政権は、それまで東チモールの人権問題と独立問題には、インドネシアとの友好関係維持を第一として消極的介入の立場を維持し、国内の人権団体から批判されてきた労働党政権の政策的スタンスから一歩踏みだし、東チモール島民の人権を守る、との立場から東チモールの独立を認めるようになり、そのことを説得するための書簡をインドネシアのハビビ大統領に送り、オーストラリア政府のそれまでの態度を一変させたのである。

この対応上の変化に対し、オーストラリア国内の人権団体NGOなどは支持を表明し、ハワード政権の国民的人気は盛り上がったが、インドネシアとの外交関係はその後停滞したのはいうまでもない。結果的には、一九九九年九月のインドネシア領であった東チモールの独立をめぐる騒乱に際して、人権を守り秩序を維持するとして多くの多国籍軍を送り込むことになったが、その際にもオーストラリア的価値の重視という文言が強調された。後に、当時バルカン問題で忙しかった米国になりかわり、太平洋地域の副保安官役を引き受け、必要とあらばいつでも海外派兵すると、ハワード首相が述べたとする報道がなされると、これが「ハワード・ドクトリン」として一人歩きし、東アジアのリーダー達の顰蹙を買うことになった。(8)

他方でハワード政権は、一九九八年頃から急増しはじめたアフガニスタンからの難民申請者であるボートピープルに対して強攻策を採用した。ハワード政権は、アフガニスタンからのボートピープルは、人間密輸業者が手配したボートに乗って難民を装ってマレーシアやインドネシアからやってきた人々であり、純然たる難民ではないと主張する。ボートピープルたちは、後に米国の攻撃を受け崩壊したタリバーン政権による迫害を理由に、政治亡命を求めてきた人々であったが、ハワード政権は、こうしたボートピープルは経済難民であるとして、政治難民であることを容易に認めなかった。二〇〇一年八月から九月にかけては、故障して漂流中のボートからアフガニスタン人を救助したノルウェー船『タンパ号』が、救出した人々をオーストラリアに上陸させようとダーウィンに向かいだしたところに海軍を派遣して阻止し、ニュージーランドやパプアニューギニア、ナウルなどに引き取らせるという強攻策にでた。これは、「太平洋ソリュージョン」と呼ばれた。東チモールへの介入には支持を表明した人権団体NGOたちも、さすがにこの件では非難に回ることになった。また収容されたアフガニスタン人は不法入国者として人里離れた収容所に入れられ、難民認定審査まで、場合によっては二、三年幽閉されるという事態になった。長い収容期間に耐え切れず、二〇〇一年ころから収容所内での暴動がメディアの注目を浴びることになった(9)。

以上のような労働党とは異なる、アジアへの高飛車で自信満々な態度、そして、ボートピープルへの強攻策をとった理由には二つが考えられている。一つは、一九九七年から九八年にかけて生じた東南アジア金融危機を、オーストラリア経済が回避できたということ。第二には、一九九六年から一九九八年にかけて生じたオーストラリア国内の反多文化主義論争であった。一九九七年の東南アジア経済危機は当初オーストラリアにも影響すると恐れられたが、一九九七年から九八年にかけてのオーストラリア経済はむしろ順調に推移し、失業率も減少した。これは、金融危機を恐れた先進諸国の投資家が東南アジアから回収した資金を、より安全と思われたオーストラ

リアを含む先進諸国に再投資した結果だともいわれるが、ホーク政権、キーティング政権以来の自由主義的市場経済政策と経済合理化の成果であるとの確信を得たハワード首相は、むしろ、アジアこそオーストラリア経済を見習うべきであるとの結論に達したのである(10)。

実際、タイやフィリピンは金融危機の際に、オーストラリアからの経済援助を受けたこともあり、オーストラリアとの経済関係の強化を望むとともに、他の東南アジア諸国にオーストラリア経済から学ぶことを呼びかけたほどであった。また、ハワード首相としては、一九九八年に絶頂を迎えていたポーリン・ハンソン・ワン・ネイション党による反多文化主義論争やアジア移民削減論争を支持した国民の存在に配慮して、非合法入国者対策を強化するとともに毅然たる態度を示し、論争の再燃を避けたいとの配慮もあったといえよう。こうしたハワード政権の動きからは、多文化主義と共和国化の推進の動きを期待することは難しい。また、こうした連邦政府の政策が一九九六年三月、一九九八年一〇月、そして二〇〇一年一一月の連邦総選挙で支持され議席数は九六年総選挙時がピークであったとはいえ連続再選につながったことが、オーストラリア市民の多文化社会適応的な市民意識の後退あるいは停滞を意味するといってよい（連邦総選挙結果については第6表参照）。

## 四　経済グローバリゼーションと反動的ナショナリズム

オーストラリアの東南アジアを含む対アジア政策に大きく影響をあたえた「ハンソン論争」とは、そもそも一九九六年三月の連邦総選挙で連邦下院議員に初当選したポーリン・ハンソン無所属議員が引き起こした大論争（一九九六年九月から九八年一〇月頃まで継続）である。彼女は、英語系国民が失業で苦しんでいるときに、アボリジニに対する福祉政策が多文化主義のもとで拡大していることや、多文化主義のもとでのアジア人の移住と定住

## 第6表　オーストラリア連邦総選挙（下院）の結果

(a)1996年3月2日総選挙結果

| 政党名 | 第1位優先順位票投票数 | 第1位優先順位票得票率（%） | 投票率の増減(%) | 議席数 | 無投票選挙区 | 議席数割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 自由党 | 4,248,991 | 39.04 | +1.94 | 75 | 0 | 50.68 |
| 労働党 | 4,217,765 | 38.75 | −6.17 | 49 | 0 | 33.11 |
| 国民党 | 893,170 | 8.21 | +1.04 | 19 | 0 | 12.84 |
| 民主党 | 735,848 | 6.76 | +3.01 | 0 | | |
| 緑の党 | 317,654 | 2.92 | +1.06 | 0 | | |
| 無所属 | 253,894 | 2.33 | −0.77 | 5 | 0 | 3.38 |
| 合計 | 10,677,322 | 98.00 | | 148 | 0 | 100.00 |
| 無効票 | | 1.99% | | | | |

(b)1998年10月3日総選挙結果

| 政党名 | 第1位優先順位票投票数 | 第1位優先順位票得票率（%） | 投票率の増減(%) | 議席数 | 無投票選挙区 | 議席数割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 労働党 | 4,454,306 | 40.10 | +1.34 | 67 | 0 | 45.27 |
| 自由党 | 3,764,707 | 33.89 | −5.15 | 64 | 0 | 43.24 |
| ワン・ネイション党 | 936,621 | 8.43 | * | 0 | | |
| 国民党 | 588,088 | 5.29 | -2.91 | 16 | 0 | 10.81 |
| 民主党 | 569,935 | 5.13 | -1.63 | 0 | | |
| 緑の党 | 238,035 | 2.14 | * | 0 | | |
| 無所属 | 212,522 | 1.91 | -0.42 | 1 | 0 | 0.68 |
| 合計 | 10,764,214 | 96.90 | | 148 | 0 | 100.00 |
| 無効票 | | 3.10% | | | | |

＊1998年総選挙初登場のため数字は省略。

(c)2001年11月10日総選挙結果

| 政党名 | 第1位優先順位票投票数 | 第1位優先順位票得票率（%） | 投票率の増減(%) | 議席数 | 無投票選挙区 | 議席数割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 労働党 | 4,341,420 | 37.84 | −2.26 | 65 | 0 | 43.33 |
| 自由党 | 4,291,032 | 37.40 | +3.51 | 69 | 0 | 46.00 |
| 国民党 | 643,926 | 5.61 | +0.32 | 13 | 0 | 8.67 |
| 民主党 | 620,225 | 5.41 | +0.28 | 0 | | |
| 緑の党 | 569,074 | 4.96 | +2.82 | 0 | | |
| ワン・ネイション党 | 498,032 | 4.34 | −4.09 | 0 | | |
| 無所属 | 332,669 | 2.90 | +0.99 | 3 | 0 | 2.00 |
| 合計 | 11,296,378 | 98.50 | | 150 | 0 | 100.00 |
| 無効票 | | 1.55% | | | | |

出所：The University of Western University, *Australion Government & Politics*(http://elections.uwa.edu.au/index.lasso)

援助の拡充は、英語系国民への逆差別であると主張した。失業・犯罪増加による社会的不安解消のために福祉・警察関連の財政支出拡充を求めはじめた保守的な国民の支持層に支えられて、アジア人の移住制限、反多文化主義、反アボリジニ福祉政策、反マボ判決・先住権原法を中心に選挙運動を展開したのである。(11)

この論争の背景には、多文化主義の深化による文化不安、つまり非英語系移民文化の尊重は伝統的英語系白人オーストラリア人の文化を脅かすという不安が存在すると同時に、一九八〇年代から続く経済改革や企業のリストラによる失業増加という、生活不安の拡大がある。そのため先住民福祉政策は過剰であるとして反対したハンソン議員は、クィーンズランド州内ばかりか全国的にも支持を集めたため（一九九六年後半には最大七%ほどの支持が世論調査で認められた）、一九九七年四月にワン・ネイション党を旗揚げして本格的な極右的政治活動に着手した。政党としての本格的活動中の一九九八年六月に最大一五%ほどの国民世論の支持を受けたものの、ワン・ネイション党の華々しい活動は旗揚げから九八年一〇月の総選挙までの短い間で終わり、その間、オーストラリア連邦政局に竜巻を起こして通り過ぎていったといってよい。二〇世紀末には「多文化主義は曲がり角にきた」と叫ばれるようになり、多文化主義オーストラリア政策への批判と不満が一気に噴出したのである。

多文化主義批判は、とくに、キーティング政権が一九九二年に、アジア・太平洋国家化の一環として、オーストラリア共和国化キャンペーンをはじめたころより強まりはじめている。オーストラリアの英語系主流国民の伝統的文化や社会的価値が崩壊するのではないかとの不安を高めた国旗改定と共和国化の提案は、白豪主義の撤廃をアジア諸国に印象づけるためのジェスチャーでもあったが、キーティング首相の提案は国民の文化的不安を高めたのである。実際、共和国化政策は立憲君主派と共和国派に国論を分断し、オーストラリア国民の間に、社会的分裂と結束力の低下が進むのではないかとの不安も強まったのである。

同じころ、非差別的移民制度と多文化主義のおかげで、アジア移民・難民の移住者が増大したと考えられたこ

ともあり、オーストラリアがアジア人に乗っ取られるといった言説も増加したのである。すでにオーストラリアでは、一九八四年と八八年に大きなアジア移民制限論争が発生していた。一九八四年のものは、当時メルボルン大学の著明な歴史学者で、アジア通とみられていたジェフリー・ブレイニー教授が引き起こした「ブレイニー論争」であり、それは同年の三月から九月頃まで続いた。一九八八年のものは、現在連邦首相であるジョン・ハワードが野党リーダーの時に引き起こした「ハワード論争」であった。それは、同年の八月から一〇月まで続き、後にハワードリーダーが更迭される原因となった。どちらもアジア移民の流入を規制せよというものであった。(12)

オーストラリアでアジア移民が問題視されたのは、単に移住者数が増えたということだけではなく、一九七〇年代半ばより受け入れていたインドシナ難民の一世、あるいは二世が一九八〇年代から九〇年代にかけて社会的に成功するようになると同時に、一九八〇年代に移住した東南アジアからの、中国系留学生や企業家移民が増加して、専門職・企業家として成功する人々が増えてきたことが注目されたからでもあった。豊かなアジア系住民が増えはじめたことがメディアで報道されて目立つようになると、高度な職業もアジア系住民に奪われるという生活不安だけではなく、オーストラリアの文化的統合が難しくなり、社会的分裂が生じるのではないかという、国民的アイデンティティの動揺への不安が広がったのである。

労働党連邦政府は、こうした論争の発生をみて一九八九年には、改めてオーストラリアの多文化社会化の事実に対する認識向上と多文化主義の実施への理解を深めることを目的として、『多文化社会オーストラリアへの全国的課題』（OMA, 1989）を大々的に発表して啓蒙活動を強化し、フレイザー政権によってメルボルンに設置されていたオーストラリア多文化問題究所を大幅に改組したうえで、連邦首相府直属機関としてキャンベラに設置し、研究活動に加え啓蒙宣伝活動に力を入れて、国民の偏見や差別を取り除くことに努力を傾けることになった。そのなかで、改めて文化・言語維持、社会参加、多文化・人権教育の充実が確認された。しかしそうした努力に

もかかわらず、それまでの各種の論争の集大成ともいうべきハンソン論争が生じたのである。

ハンソン論争の背景には既述のように、労働党が開始した経済改革に起因する生活不安があったことは見逃せない。一九八〇年代初頭より、経済改革がオーストラリアのアジア・太平洋国家化の一環として、連邦政府によって積極的に論じられ推進されてきた。それは経済グローバリゼーションへの対応でもあったが、オーストラリア国民の間に「われわれは、アジア人のようにあくせく働かなくてはいけないのか」といった不満が強まり、高い生活水準とのんびりした伝統的オーストラリア生活が危機に瀕しているという、焦燥感を国民の間に強めたのである。実際、産業再編、企業の合理化とリストラによって職場を失う労働者は一九八〇年代から増加するとともに、一九九〇年代初頭の経済不況と重なって急増し、一九九二年に失業率は一一%を超えたのである。その後は低下したものの一九九八年末になるまで、失業率は八%を超えていたうえに、長期失業者の増加が問題となっていた（ABS, 2003, pp. 164-167）。高い失業率の継続と実質生活水準の停滞と貧富格差の増大に対する不安は、一九九〇年代のオーストラリア人の間に国民生活への不満と焦燥を強めていったのである。しかし当初は、国民の改革疲れに配慮して急進的な経済改革を休止していた、新しいハワード保守連合政権は労働党よりも強烈に自由市場経済主義および経済合理主義を信奉する政権であったため、政権奪取後も改革を続けていたのである。

ハンソン論争は、多文化主義に基づく文化不安、そして一九八〇年代からの経済改革の嵐による生活不安がその基盤にあり、国民の一部に経済グローバリゼーションによる経済自由化の波に乗ってオーストラリアに参入する多国籍企業や移民労働者への排外意識に基づくものであった。この論争は、当初たった一人の一匹狼的議員の反乱と思われて、長くは続かないと考えられていたが、予想外な結果に終わった。その原因は、ハワード首相が、ハンソン議員の言動を叱責することなく、「オーストラリアは言論自由の国」であるとして放置し、その結果、東南アジア諸国から、とくにマレーシアのマハティール首相などによる批判もはじまり、問題が国際化し、必要

以上にオーストラリア国内のメディアから注目を受け、かえってハンソン人気を煽ることになったからである。ハワード首相は、ワン・ネイション党が結成される頃から重い腰を挙げたが、その頃までにはワン・ネイション党は全国的な活動をはじめていたのである。それに続く長い多文化主義論争に嫌気をさす人々も増えたのである。

また、共和国化に反対する社会層は世論調査によると、都市よりも地方に多く、年齢は高く、教育レベルも低く、収入も低い人々だということが明らかになっている。これらの人々のなかにワン・ネイション党支持者になりやすい人々が含まれていたと推定できるので、当初より共和国化に反対していたハンソン議員とワン・ネイション党の活動は、大きな影響を残していったといわざるをえない。しかも自ら分裂したうえに、この層に属す人々を説得し切れなかったことが、共和制推進運動（ＡＲＭ）や前キーティング首相の運動の限界だったのである。と同時に、連邦労働党のアジア・太平洋国家化政策に批判的でかつ多文化主義に懐疑的で、かつてアジア移民制限論をぶち挙げた立憲君主主義者のハワード首相が、終始反対の立場を貫いたことが、結果に大きく影響したことはいうまでもない。イタリア系移民の子孫でハワード政権発足以来蔵相を務めているピーター・コステロ議員は共和国派に回ったが、事態は改善されなかった。

共和制支持者の多くはオーストラリアが多文化社会であること、またアジア・太平洋国家化がオーストラリアの運命であることを主張していたが、それらの人々の多くは、経済自由化を中心とするアジア・太平洋国家化とそれにともなう社会の多文化社会化により利益を得る人々が多く、反対する人々には、経済自由化とアジア・太平洋国家化による生活不安を感じ、多文化社会化による文化不安を感じる人々、つまり経済グローバリゼーション下における「勝ち組」と「負け組」という構図が想定できる（第2図参照）。多文化主義が経済グローバリゼーションの動きとともに進展してきたことから、反対も増加したという点を見逃すことはできない。

## 四　新保守主義の台頭

一九七〇年代からはじまったアジア・太平洋国家化への動きは、多文化主義の深化をともなっていたが、ハワード政権の登場により多文化主義への国民的支持は足踏み状態になっているといってよい。それでも多文化主義政策は、紆余曲折を経ながらも今日まで続いている。二一世紀初頭もオーストラリアが多文化主義社会であることは、一九九九年四月に発表された全国多文化問題諮問評議会の報告書『二一世紀に向けてのオーストラリア多文化主義――包括的多文化主義に向けて』（NMAC, 1999）に付された多文化主義の継続を訴える三二の勧告を受けて、同年一二月に連邦政府が『新多文化社会オーストラリアへの全国的課題』（DIMA, 1999）を発表したことにより確実となった。これは、一九九九年に東チモールへの軍事介入の際に人権擁護の御旗を立てたことや、多文化主義を支持する保守党支持者である非英語系有権者も多いことから継続となったのだろう[13]。

第2図　グロバリゼーションとオーストラリア（まとめ）

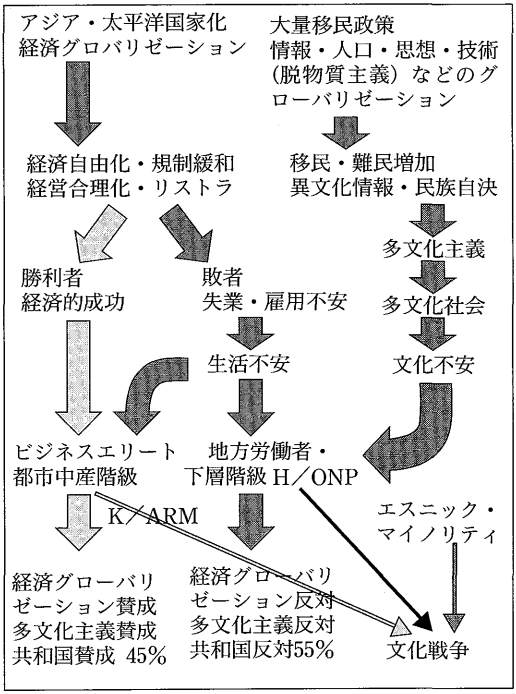


しかし、一九九九年から二〇〇一年にかけてアフガニスタン難民問題が騒がれている最中に、九・一一事件がニューヨークで発生し、オーストラリア人の犠牲者（一〇

名）がでた。この年の一〇月に行われた連邦総選挙では、アフガン・ボートピープルへの強硬な姿勢と、ブッシュ大統領に歩調をあわせたアフガニスタン・タリバーン政権とアルカイダ指導者ウサマ・ビン・ラーディンへの強い非難を行うことによって、有権者からの支持を急速に回復して劣勢といわれた総選挙を勝ったことは、さらにハワード首相に自信をあたえた。二〇〇二年のアフガニスタン攻撃に対しては、特殊部隊を派遣して米国の対テロ戦争協力などに積極的な姿勢を打ちだすことになった。また、二〇〇二年一〇月一二日のバリ島爆弾テロ攻撃による多数のオーストラリア人犠牲者（死亡者二〇二人中八八人がオーストラリア人）がでるにおよび、保守的な雰囲気がさらに国内に充満しはじめた。ブッシュ・ドクトリンである「国内へのテロ攻撃などの危険があれば先制攻撃を辞さない」との先制攻撃正当化の考えを利用し、二〇〇二年暮れには「オーストラリアへのテロの危険が察知されれば海外派兵を検討する」と公言したことから、インドネシアやマレーシアからの批判を受け、東南アジア諸国との関係を悪化させている。

オーストラリアは二〇〇二年のアフガニスタン侵攻に引き続き、二〇〇三年三月から四月にかけての対イラク戦争にも対米協力の観点から派兵し、内政においてもまた外政においても、米国で「ネオコン」と呼ばれる新保守主義の立場に近い観点から、リベラルな価値を世界に広げる責任をもつヨーロッパ国家の一員であるオーストラリアというアイデンティティを前面に打ちだし、人権問題を一時的に棚上げしてでもアジア諸国との連携を強めようとした連邦労働党政府の、アジア・太平洋国家化政策と一線を画す立場を採用している。(14) これは、二〇〇三年八月のソロモン諸島内での暴力紛争の鎮圧と平和維持のための派兵活動へとつながっていった。『ニューズウィーク（日本版）』誌（二〇〇三年八月一三・二〇日「オージーはアジアの警察官」）は、この動きをみて、ハワード政権は南西太平洋地域での保安官役を引き受けようとしているかのようにみえると報道している。ハワード政権は、当初、短期政権とみなされていたが、アジア・太平洋国家化と多文化主義の深化による伝統的オーストラ

リア・アイデンティティが脅かされているなかで、近隣諸国にオーストラリアのもつヨーロッパ国家としての伝統的なアイデンティティを示したいとする保守的な国民の支持を受け、長期政権となりつつある。

## 五　多文化社会適応的市民意識の動揺

共和国化への動きは、戦後の多文化社会化の動き、そしてアジア・太平洋国家化の動きを具現するものであり、外部からの観察者からすれば当然の成り行きにもみえたし、一九九〇年代になると世論調査でも、共和国支持者が五〇％を超えるようになったことから、共和国になるとの予想も高かった。しかし、一九九六年ハワード政権が成立してから、ある意味で革新的であったアジア・太平洋国家化と多文化社会化への動きは、経済改革疲れと経済リストラにより生活不安を抱き、かつ、多文化主義、マボ判決、共和国化論争により文化的不安を抱く国民の反対に遭遇した。国民国家のアイデンティティ改革の動きは葬り去られたといってよい。白豪主義オーストラリアから多文化主義オーストラリアへの移行を進めてきたオーストラリアは、現在その反動を経験しているのである。これが多文化社会適応的な市民意識を動揺させているのである。

経済グローバリゼーションのもと、経済改革と脱福祉国家化の動きに不安を感じている人々は、多文化主義社会化、アジア・太平洋国家化への寛容性を失いつつある。他方で、容赦のない経済グローバリゼーションは、人々の移動をさらに活発化させてオーストラリアの多文化社会化を進めるだけでなく、経済と政治のアジア・太平洋国家化を進めるのである。古きよき時代の白豪主義への憧憬さえも感じさせるハワード政権の保守化は、米国のネオコンによる保守化の動きに支えられ当分継続するであろう。アジア・太平洋におけるオーストラリアの位置づけは後退し孤立していくと同時に、その国民的アイデンティティもますます曖昧なものになっていくとい

ってよい。その動きは新白豪主義と呼ばれてもおかしくはないかもしれない。(15)

（1）グローバリゼーションと国民国家の多文化・多民族社会化の関係については、関根（二〇〇〇）においてすでに論じたので詳しくは同書を参照願いたい。なお、グローバリゼーションの定義とその国民国家への影響についての異なる見方については、ヘルド（Herd, 2000＝2002）をとりあえず参照のこと。

（2）最近のヨーロッパにおける右翼・極右政党の活動とその支持の動向については、Hainsworth（2000）およびMarkl and Weinberg（2003）を参照せよ。なお、極右に反対する多文化主義者の主張する「寛容の精神」のもつ問題点については、ガッサン・ハージ（Hage, 1999=2003）を参照のこと。

（3）オーストラリアの白豪主義から多文化主義への歴史的移行については、関根（一九八九）に詳しいので参照してほしい。なおIT労働者などの移住促進については、オーストラリア大使館が配布するブックレット（Working In Ltd, 2001）および、『オーストラリア移民案内』（Sexton and the Corporate Storyteller, eds., 2001）を参照。

（4）全国憲政会議の概要については、遠藤源太郎（一九九八）の記述を参照。なお、他に決まった項目は以下の通りである。㈠大統領の任期は五年とし、権限については、現行の連邦総督の権限と同様のものとする。㈡大統領の解任権については、連邦首相の専管事項であるが、解任権を行使した場合、三〇日以内に下院の承認を得る必要があり、得られない場合には、首相不信任の決議がなされたものとみなされる。㈢オーストラリアが国民投票により共和制を採用しても、州政府の制度（州総督の名称、任命方法など）に影響しない。㈣新憲法の前文に、先住民の存在、法の下の平等、両性の平等などを含める。㈤現在の国名は変更せず、英国連邦からの脱退はしない。㈥共和制に移行された場合、五年以内にもう一度、全国憲政会議を開催する。なお、より詳しくは「オーストラリア連邦選挙管理委員会」（AEC）のホームページ内の国民投票についての記述と過去の記録を参照されたい（http://www.aec.gov.au/_content/what/publications/electoral_events/referendum99/1999ref.htm）。

（5）共和国化国民投票についての詳しい分析は、Warhurst and Mackerras（2002）を参照してほしい。Mitchell（2002）が紹介するオーストラリア国立大学社会科学データベースによる共和国国民投票結果分析では、被調査者二三一一名の内一三三五名（五七・八％）が共和国支持者で、共和国支持者のうち直接選挙支持者は、九四二名（七〇

%）であることがわかる。ロイ・モーガン調査と同じような数値である。

（6）ハワード政権の外交・貿易政策については、J. Cotton and J. Ravenhill（2001）を参照した。なお、同じ編者によるキーティング政権の外交・貿易政策をまとめた論文集 J. Cotton and J. Ravenhill（1997）の表題と中身とを比較すると、両者の違いがさらに鮮明になる。

（7）ミドルパワーとしてのオーストラリアを論じたものに、岩本裕二郎（一九八八）がある。多文化ミドルパワーとしてのオーストラリアを論じたものとして、竹田いさみ（二〇〇〇a）がある。さらに、ミドルパワー外交の類型については、吉沢（松井）佳子（一九九七）を参照。ミドルパワーオーストラリアの外交政策の特質を論じたものに菊地努（一九九七）があるので同論文も参照されたい。

（8）ハワード・ドクトリンについては、竹田いさみ（二〇〇〇b）および Milner（2001）を参照。ハワード・ドクトリンという言葉を使用したのは、雑誌『プレティン』誌のジャーナリストであり、ハワード首相自身がいいだしたわけではないらしい。問題の雑誌記事はハワード首相とのインタビューをまとめたものである（Blenchely, 1999）。

（9）アフガニスタンボートピープルとハワード政権の対応については、Jupp（2001）および Mares（2001）を参照。

（10）ゴルドワージー（Goldworthy, 2001）は、ハワード政権の外交姿勢に大きな影響をあたえた要因として、以上の他にスハルト政権の崩壊も重要な要因とするが、これは東南アジア経済危機の結果でもあるので二つに集約してよいだろう。

（11）ハンソン論争についっては、拙稿（一九九九）で詳しく扱っているが、さらに詳しくは Grey and Winter（1997）および Manne（1998）などを参照してほしい。ワン・ネイション党の支持者に関しては、Goot（1998）および Grant and Sorensen（2000）を参照。なお、マボ判決とは、オーストラリア大陸は所有者のいない無主知（テラヌリウス）であると考えられ、入植に際して先住民であるアボリジニとは条約を結んで土地を取得するかわりに、補償するという手続きを経ずに開拓が進められてきたことに対し、土地権回復を主張する先住民、この場合はトレス諸島人であるマボ氏が起こした、土地返還訴訟に対する連邦最高裁による判決をさす。判決では、オーストラリア大陸は先住民族の土地であり無主地ではないこと、また補償もせずに今後土地を占有することは一九七五年の連邦人種差別禁止法に抵触することになるので、一九七五年以降に買収したり借地した土地を返還するか、さもなくば補償せよ

というものであった。この一九九二年六月のマボ判決を重く受け止めた連邦労働党政権は、一九九三年に先住民のもつ伝統的土地使用権を認める土地権原法を成立させ、土地返還と補償額を認定するための先住権原審判所を設置し、郊外の農場・牧場所有者や鉱山開発企業に大きな不安をあたえた。マボ判決については、細川弘明（一九九七）を参照のこと。同書の末尾には、マボ判決の抜粋が添付されているのであわせて参照願いたい。

(12) 七〇年代後半から一九九〇年代までのアジア系移民の動きについては、Jayasuriya and Kee Pookong, (1999)、また、ブレイニー、ハワード、ハンソン論争の歴史的比較について詳しくは、Ricklefs (1997) を参照のこと。

(13) 一九九九年の包括的多文化主義報告書（NMAC, 1999）の特質と、ハワード政権の対応については、関根政美（二〇〇二）にて論じたので参照してほしい。

(14) なお、ネオコンについての解説書は多いが、本稿では、田原牧（二〇〇三）を参照した。

(15) キーティング政権下とハワード政権下における、文化、経済イデオロギー、国民アイデンティティ、国民史観の対比をしつつ、今日のオーストラリアの文化戦争状況を解明しようとしたものとして、Carol Johnson(2000) を挙げておく。

## 参考文献


Australian Bureau of Statistics (2003) *Year Book Australia 2003* Canberra: Commonwealth of Australia.

Blenchely, F. (1999) 'The Howard Defence Doctrine', *Bulletin*, 28th September.

Cotton, J. and J. Ravenhill, eds. (1997) *Seeking Asian Engagement: Australia in World Affairs 1991-95*, Melbourne: Cambridge University Press.

Cotton, J. and J. Ravenhill, eds. (2001), *The National Interest in a Global Era 1996-2000*, Melbourne: Cambridge University Press.

Department of Immigration and Multicultural Affairs: DIMA (1999) *A New Agenda for Multicultural Australia*, Canberra: Commonwealth Government of Australia.

遠藤源太郎（一九八九）「オーストラリアが共和国になる」『クレア海外通信（海外事務所だより）』七月号（http://

www.clair.or.jp/j/forum/forum/jimusyo/105SYD/INDEX.HTM 二〇〇二年八月二二日アクセス)

Goldworthy, D. (2001) 'An Overview', in Cotton and Ravenhill, eds.

Goot, M. (1998) 'Hanson's Heartland: Who's for One Nation and Why', in Manne, ed.

Grant, B. and T. Sorensen (2000) 'Marginality, Regionalism and the One Nation Vote: Exploring Socio-Economic Correlations', in M. Simms and J. Warhurst, eds., *Howard's Agenda: The 1998 Australian Election*, St Lucia, Qld: Queensland University Press.

Grey, G. and X. Winter (1997) *The Resurgence of Racism: Howard, Hanson and the Race debate, Melbourne*: Monash Publication in History.

Hage, Ghassan (1998) *White Nation: Fantasies of White Supremacy in a Multicultural Society*, Melbourne: Pluto Press Australia. (=保苅実/塩原良和訳' 二〇〇三『ホワイト・ネーション――ネオ・ナショナリズム批判』平凡社)

Hainsworth, P., ed. (2000) *The Politics of the Extreme Right: From the Margins to the Mainstream*, London: Pinter.

Herd, David, ed. (2000) *A Globalizing World?: Culture, Economics, Politics*, London: Routledge. (=中谷義和監訳' 二〇〇一『グローバル化とは何か――文化・経済・政治』法律文化社)

細川弘明(一九九七)「マボ判決からウィック論争へ」西川長男/渡辺公三/ガバン・マコーマック編『多文化主義・多言語主義の現在――カナダ・オーストラリアそして日本』人文書院。

岩本裕二郎(一九八八)「オーストラリアの外交」馬場伸也編『ミドル・パワーの外交――自立と従属の葛藤』日本評論社。

Jayasuriya, L. and Pookong, Kee. (1999) *The Asianisation of Australia?*, Melbourne: Melbourne University Press.

Johnson, C. (2000) *Governing Change: From Keating to Howard*, St Lucia, QLD: University of Queensland Press.

Jupp, J. (2001) *From White Australia to Woomera: the Story of Australian Immigration*, Melbourne: Cambridge University Press.
菊池努（二〇九七）「多国間外交の中のオーストラリア」『国際問題』五月号（四四六号）。
Manne, R., ed. (1998) *Two Nations: The Causes and Effects of the Rise of the One Nation Party in Australia*, Melbourne: Bookman Publishing.
Mares, P. (2001) *Borderline: Australia's treatment of refugees and asylum seekers*, Sydney: University of New South Wales Press.
Markl, P. H. and Leonard Weinberg, eds. (2003) *Right-Wing Extreamism in the Twenty-First Century*, London: Frank Cass.
Milner, Anthony (2001) 'Balancing "Asia" against Australian Values', in Cotton and Ravenhill, eds.
Mitchell, N. (2002) 'Research Note, The 1999 Republic Referendum: Is there a Cycle?', *Australian Journal of Political Science*, 37(1), March.
National Multicultural Advisory Council: NMAC (1999) *Australian Multiculturalism for a new Century: towards Inclusiveness*, Canberra: Australian Government Publishing Service.
OECD (2003) *Trends in International Migration* (*SOPEMI Report, 2002*), Paris: OECD Publications.
Office of Multicultural Affairs: OMA (1989) *National Agenda for a Multicultural Australia: Sharing Our Future*, Canberra: Australian Government Publishing Service.
Ricklefs, M. C. (1997) 'The Asian Immigration Controversies of 1984-85, 1988-89 and 1996-97: A historical review', in Manne ed.
関根政美（二〇〇二）「オーストラリアの多文化主義とマイノリティ」宮島喬・梶田孝道編著『国際社会4　マイノリティと社会構造』東京大学出版会。
関根政美（二〇〇〇）『多文化主義社会の到来』朝日新聞社。
関根政美（一九九九）「グローバル国家オーストラリアの苦悩」『海外事情』第四七巻第九号。

関根政美（一九八九）『マルチカルチュラル・オーストラリア――多文化社会オーストラリアの社会変動』成文堂。
Sexton, J. and the Corporate Storyteller, eds. (2001) *The Australian Immigration Book (5th edition)*, Sydney: Made-to-Measure Pty Ltd.
竹田いさみ（二〇〇〇a）『物語りオーストラリアの歴史――多文化ミドルパワーの実験』中央公論社。
竹田いさみ（二〇〇〇b）「一九九〇年代におけるオーストラリアの外交・防衛政策の転換――ハワード保守系政権下の政策体系と東南アジアの豪州観」添谷芳秀・山本信人編『世紀末からの東南アジア――錯綜する政治・経済秩序のゆくえ』慶應義塾大学出版会。
田原牧（二〇〇三）『ネオコンとは何か――アメリカ新保守主義の野望』世界書院。
Warhurst, J. and M. Mackerras, eds. (2002) *Constitutional Politics: The Republic Referendum and the Future*, St Lucia Qld: University of Queensland Press.
Working In Ltd (2001) *Working In: Australia ICT 2001-2*, Auckland: Working In Ltd.
吉沢（松井）佳子（一九九七）「ミドルパワー外交に関する一考察」『法学政治学論究』第三三号。